

生産緑地地区の指定に際して

- (1) 生産緑地地区の都市計画決定については、指定後、公共施設等の施行等に伴い、都市計画の変更が行われる場合もあります。
- (2) 生産緑地法第7条の規定により、生産緑地について使用又は収益をする権利を有する方は、当該生産緑地を農地等として管理するため必要な助言、土地の交換の斡旋、その他の援助を求めることができます。
- (3) 生産緑地法第8条の規定により、生産緑地地区内においては次に掲げる行為を行う場合、市長の許可を受けなければなりません。
- ① 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
 - ② 宅地の造成、土砂の採取、その他の土地の形質の変更
 - ③ 水面の埋立又は干拓
- (4) 生産緑地法第10条の規定により、生産緑地地区の指定から30年を経過したとき、又は当該生産緑地に係る農業の主たる従事者等が死亡若しくは従事することを不可能にさせる故障を有するに至ったときは、市長に対し、買取りを申し出ることができます。
- (5) 生産緑地法第15条の規定により、疾病等により農業に従事することが困難である等の特別の事情があるときは、市長に対し、買取り希望の申出を行うことができます。

なお、農地の管理については農地法による規定もあります。農地法に関するご相談は大阪市経済戦略局産業振興課（農業担当）までご相談ください。